

# 電磁誘導加熱式調理器(IH調理器)に係る別表適用範囲の検討

## 検討の方向性

電磁誘導加熱式調理器と可燃物等の離隔距離を定めている省令別表では、4.8kW以下の電磁誘導加熱式調理器を適用範囲としているが、現在は5.8kWの製品が主流となっている。このため、省令別表に5.8kW以下の製品に係る規定を追加するための検証を行う。

## 離隔距離の検証

目的：5.8kWの製品に必要な離隔距離を検証する。(現行の基準で支障ないか確認する。)  
離隔距離の検証は、消防庁告示に基づき実施する。

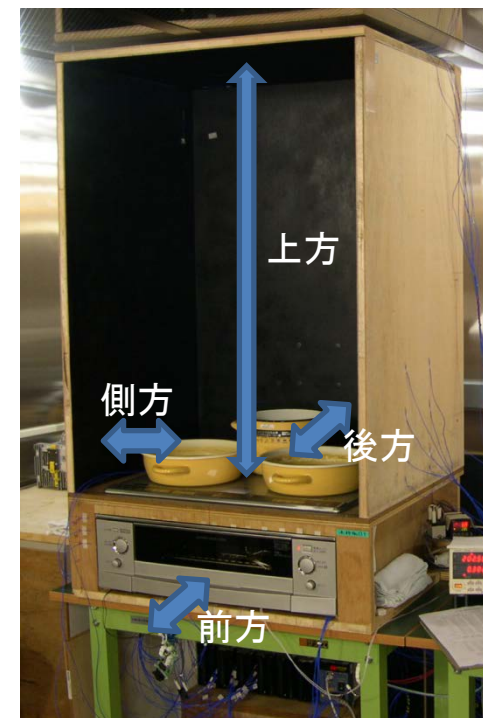
### 実施細目

- ・使用する機器は、入力5.8kW(1口あたりの高周波出力3kW以下)とする。(参考資料1-8)
- ・各種安全装置を取り除いた機器で試験をおこなう。
- ・機器を最大燃焼状態に設定し、機器本体の後面、側面及び上方天井面に設置した熱電対により、表面温度の測定(表面仕上が不燃以外の場合)をおこなう。  
※表面仕上が不燃の場合は、不燃仕上材の裏面の温度を測定する。

### 判定基準

- ・現行の離隔距離(下表)の場合に、測定温度が告示で定める許容最高温度である100℃以下であること。(100℃を越えた場合は、別途、検証実施)

表面仕上	上方	側方	前方	後方
不燃	80cm	0	-	0
不燃以外	100cm	2cm	2cm	2cm



イメージ写真